

生駒市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市補助金交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号)に定めるもののほか、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項の規定により公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を行った者(以下「骨髄ドナー」という。)に対し予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この助成金は、骨髄ドナーに対し、助成金を交付することにより、通院等に伴う経済的負担の軽減を図り、もって骨髄等の移植を推進することを目的とする。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 骨髄バンクを介して骨髄等の提供を完了した者

(2) 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の対象者としなない。

(1) 生駒市暴力団排除条例(平成23年12月生駒市条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 骨髄等の提供に対し、他の自治体等が実施する同様の助成金の交付を受けた者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、2万円に次に掲げる日数の総数を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。ただし、骨髄等の採取のための手術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院及び入院に要した日数を除くものとする。

(1) 健康診断のための通院(医師等の面談を含む。)日数

(2) 自己血貯血のための通院(医師等の面談を含む。)日数

(3) 骨髄等の採取のための入院(医師等の面談を含む。)日数

(4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談に要した日数

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、骨髄等を提供した日から1年以内に生駒市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院、入院及び面談をした日を証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは生駒市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金を交付することが適当でないとき認めるときは生駒市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)に対し、遅滞なく、生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に記載された口座に生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)記載の交付決定額を振り込み、交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前条の規定による助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成決定者に対し、生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金返還命令書(様式第4号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に骨髓等の提供を行った者について適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に骨髄等の提供を行った者については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）生駒市長 殿

（申請者）住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電 話

生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金の交付について、生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請（請求）します。

1 申請内容

骨髓等提供日	年 月 日
骨髓等提供日時点での住所	〒
対象期間	() 日分
助成金申請金額	円

2 請求内容（次の口座に振込みを依頼します。）※申請者名義の口座に限る。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
フリガナ	口座種別	普通・当座
口座名義人	口座番号	

3 同意・誓約事項

- （1） 私は、要綱第 3 条第 1 項第 2 号の確認のために住民基本台帳の調査に同意します。
- （2） 私は、他の自治体等が実施する同様の助成金を受けていないことを誓約します。
- （3） 私は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことを誓約します。また、生駒市が生駒警察署等に対して当該事項を照会し、確認することに同意します。

署名欄（自署） _____

4 添付書類

- （1） 公益財団法人日本骨髓バンクが発行する証明書
- （2） その他市長が必要と認める書類

生 第 号
年 月 日

様

生駒市長 印

生駒市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付け助成金交付申請について、生駒市骨髄移植ドナー事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり助成金を交付することと決定しましたので通知します。

記

1 助成金の名称 生駒市骨髄移植ドナー支援事業助成金

2 助成金交付金額 円

様式第 3 号（第 6 条関係）

生 第 号
年 月 日

様

生駒市長 印

生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付け助成金交付申請について、生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱
第 6 条の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

- 1 助成金の名称 生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金
- 2 不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

生 第 号
年 月 日

様

生駒市長 印

生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金返還命令書

年 月 日付けで交付決定した助成金につきましては、生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により下記のとおり当該助成金の返還を命じます。

記

- 1 返還金額
- 2 返還期限
- 3 返還理由
- 4 返還方法